

栄養学研究の利益相反（COI）に関する指針の細則

第1条（学術総会などにおけるCOI事項の申告と開示）

第1項

会員、非会員を問わず、学術総会などで栄養学・健康科学、および栄養実践活動に関する研究（以下、栄養学研究）の発表・講演を行う場合、発表者全員は配偶者、一親等の親族、または生計を共にする者も含めて、当該演題発表に関する、「栄養学研究に関連する企業・法人組織、営利を目的とした団体（以下、企業・団体）」との経済的な関係について、過去1年間におけるCOI状態の有無を、所定の方法により学術総会事務局に申告する。COI状態がある場合は、「栄養改善学会学術総会等登録時COI自己申告書（以下、登録時自己申告書）」を用いて、登録時に学術総会事務局へ提出しなければならない。過去1年間の基準は以下の通りとする。

- (1) 依頼講演・シンポジウムの演者：講演要旨の送付時より過去1年間
- (2) 一般演題の発表者：演題登録時より過去1年間
- (3) 研究自由集会の演者・発表者：研究自由集会の申込時から過去1年間

第2項

登録時に自己申告するCOI状態は、「栄養学研究の利益相反（COI）に関する指針（以下、COI指針）」の「4. 申告すべき事項」の定めによる。各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額は、本細則第4条に従う。

第3項

発表の場におけるCOI状態の開示は、別紙「スライド開示例」「ポスター開示例」を参考にして掲載する。

第4項

発表内容が本細則第4条に規定されたCOI状態がない場合は、別紙「スライド開示例」「ポスター開示例」を参考に、COI状態がないことを記載する。

第5項

提出された「登録時自己申告書」は、演題査読者には開示しない。学術総会会長は、COI情報を適正に管理し、当該学術総会終了後は、学会本部に保管する。

第2条（「栄養学雑誌」等刊行物への論文発表におけるCOI事項の申告と開示）

第1項

「栄養学雑誌」などで発表（原著、総説など）を行う著者全員は、会員、非会員を問わず、配偶者、一親等の親族、または生計を共にする者も含めて、発表内容について、投稿時から遡って過去3年間におけるCOI状態の有無を、「栄養学雑誌投稿時COI自己申告書（以下、投稿時自己申告書）」を用いて、投稿時に編集委員会事務局へ提出しなければならない。

第 2 項

投稿時に自己申告する COI 状態は、「COI 指針」の「4. 申告すべき事項」の定めによる。各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額は、本細則第 4 条に従う。

第 3 項

COI 状態に関する開示の記載内容は、論文の末尾、謝辞または、文献の前に「利益相反」として掲載する。

第 4 項

発表内容が本細則第 4 条に規定された COI 状態がない場合は、「利益相反に相当する事項はない」の文言を同部分に掲載する。

第 5 項

提出された「投稿時自己申告書」は、論文査読者には開示しない。編集委員長は、COI 情報を適正に管理する。

第 3 条（役員などの COI 事項の申告）

第 1 項

COI 事項の申告を要する役員など、は以下の通りとする。

- (1) 理事、監事（定款第 3 章に定める役員）
- (2) 地方支部会支部長
- (3) 学術総会会長、学術総会副会長、学術総会事務局長
- (4) 常置委員会（名誉会員・終身会員推薦委員会、学会賞等選考委員会、栄養学雑誌編集委員会、管理栄養士の教育のあり方委員会、国際活動推進委員会、COI 委員会）の委員
- (5) その他、期限付きで組織される WG・作業部会など、上記と同等の本学会活動・運営に携わる委員会等の委員について、COI 委員会が COI 事項の申告の要否を諮問され、申告を要するとした委員会等の委員
- (6) 事務局職員
- (7) (1)~(6)の配偶者、一親等の親族、または生計を共にする者

第 2 項

(1) 役員など（「COI 指針」の「2. 対象者の(2)、(3)」）は配偶者、一親等の親族、生計を共にする者も含めて、就任時、および就任後は 1 年ごとに、提出時の前年 1 年間における栄養学研究に関連する企業・団体に関わる COI 状態の有無を、「役員などの COI 自己申告書（以下、役員申告書）」を用いて、学会事務局へ提出しなければならない。ただし、同一期間における役員申告書を、既に提出している場合には改めて提出する必要はない。

(2) 前項の COI 事項の申告を要する役員などは、当該候補者となった時点で、過去 1 年間における COI 状態の有無を、役員申告書を用いて、学会事務局に提出しなければならない。

らない。

第3項

- (1) 自己申告する COI 状態は、「COI 指針」の「4. 申告すべき事項」の定めによる。
- (2) 各々の開示・公開すべき事項について、自己申告が必要な金額は、本細則第4条に従い、項目ごとに金額区分を明記する。
- (3) 「役員申告書」には、提出時の前年1年分を記入し、その算出期間を明示する。ただし、在任中に新たな COI 状態が発生した場合には、発生時から2ヶ月以内に様式を以て報告する義務を負う。

第4条（COI 申告を要する経済的関係と申告の基準について）

第1項

企業・団体との経済的な関係とは、栄養学研究に関する次の関係とする。

- (1) 栄養学研究を依頼し、または、共同で行った関係（有償無償を問わない）
- (2) 栄養学研究で評価される、食品・療法、機器などに関連して特許権などの権利を共有している関係
- (3) 栄養学研究で使用される資材・機材・場所・設備・人材などを無償もしくは有利な価格で提供している関係
- (4) 栄養学研究に対して研究助成・寄付などを行っている関係
- (5) 寄付講座などのスポンサーとなっている関係

第2項

対象者は、企業・団体に関して、以下の事項で各々の基準を超える場合には、その正確な状況を本細則第1条、第2条、第3条に定める各々の申告書を用いて、申告する。

- (1) （報酬額）当該企業・団体の役員、顧問職、社員などへの就任（基準：1つの企業・団体から年間100万円以上）
- (2) （株式の利益）当該企業の株の保有と、その株式による利益（配当、売却益の総和）（基準：1つの企業から年間100万円以上、あるいは当該株式の5%以上保有）
- (3) （特許権使用料）当該企業・団体からの権利使用料（基準：1つの権利使用料が年間100万円以上）
- (4) （日当、講演料などの報酬）当該企業・団体から、支払われた会議出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演料などの報酬（基準：1つの企業・団体から年間50万円以上）
- (5) （原稿料）当該企業・団体から、支払われた原稿料（基準：1つの企業・団体から年間50万円以上）
- (6) （研究費・助成金などの総額）当該企業・団体が提供する栄養学研究費（受託研究費、共同研究費、寄付金など）（基準：1つの企業・団体から個人または研究経費を共有する所属部局に支払われた年間総額が100万円以上）

- (7) (奨学(奨励)寄付などの総額) 当該企業・団体が提供する奨学(奨励)寄付金(基準:1つの企業・団体から個人または研究経費を共有する所属部局に支払われた年間総額が100万円以上)
- (8) (無償・有利な価格での受領) 当該研究において使用する資材・機材・場所・設備・人材等の無償もしくは有利な価格での受領(基準:資材・機材・場所・設備・人材等を無償もしくは有利な価格で提供を受けている)
- (9) (企業などが提供する寄付講座) 当該企業・団体がスポンサーとなる寄付講座への所属(基準:企業などからの寄付講座に所属している)
- (10) (旅費、贈答品などの受領) 当該企業・団体が提供する、当該研究とは直接無関係な旅行にかかる費用(旅費・宿泊費など)や、その他贈答品などの受領(基準:1つの企業・団体から年間5万円以上)

第5条 (COI 自己申告書の取り扱い)

第1項

「登録時自己申告書」ならび「投稿時自己申告書」の保存期間は5年間、「役員自己申告書」の保存期間は2年間とする。ただし、規定の保存期間を経過した書類で、廃棄が適当でないと理事会またはCOI委員会が認めた場合には、必要な期間を定めて当該申告書の廃棄を保留できるものとする。

第2項

本学会の理事・関係役職者は、本細則に従い、提出された自己申告書をもとに、当該個人のCOI状態の有無・程度を判断し、本学会としてその判断に従ったマネジメントならびに措置を講ずる場合、当該個人のCOI情報を随時利用できるものとする。しかし、利用目的に必要な限度を超えてはならず、また、上記の利用目的に照らして開示が必要とされる者以外に開示してはならない。

第3項

COI情報は、前項の場合を除き、非公開とする。COI情報は、学会の活動、委員会の活動、臨時の委員会などの活動などに関して、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、COI委員会や理事会の協議を経て、必要な範囲で本学会の内外に開示もしくは公表することができる。

第4項

会員もしくは非会員から特定の会員を指名した開示請求(法的請求も含めて)があった場合、相当な理由があるときは、COI委員会が、個人情報の保護を考慮しながら適切に対応する。COI委員会は、開示請求書を受領してから30日以内に委員会を開催して可及的速やかにその答申を行う。

第6条 (COI委員会)

委員は、理事会において、本学会会員 4 名および外部委員 1 名以上を選出し、理事長が委嘱する。委員長は COI 委員の互選により選出する。委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。但し、委員長は 3 期連続することはできない。COI 委員は、知り得た対象者の COI 状態に関する情報についての守秘義務を負う。COI 委員会は、理事会と連携して、COI 指針ならびに本細則に定めるところにより、対象者の COI 状態が深刻な事態へと発展することを未然に防止するためのマネジメントと違反に対する対応を行う。

第 7 条（違反者に対する措置等）

第 1 項：改善措置等

提出された COI 自己申告事項について、疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合の対処は以下の通りとする。

(1)本細則第 3 条第 1 項(1)に定める役員については、COI 委員会が十分な調査、ヒアリングなどを行い、判定の結果ならびに必要な改善措置を理事長に報告する。理事長は必要な改善措置を対象者に指示する。

(2)本細則第 3 条第 1 項(2)から(6)に定める役員などについては、理事会が十分な調査、ヒアリングなどを行い、判定の結果ならびに必要な改善措置を理事長に報告する。理事長は必要な改善措置を対象者に指示する。

(3)本細則第 1 条に定める学術総会などにおける発表者については、学術総会会長が十分な調査、ヒアリングなどを行い、必要な改善措置を対象者に指示する。これの対処について、学術総会会長は理事長に意見を求めることができる。

(4)本細則第 2 条に定める栄養学雑誌などの著者については、栄養学雑誌編集委員会が十分な調査、ヒアリングなどを行い、必要な改善措置を対象者に指示する。これの対処について、編集委員長は理事長に意見を求めることができる。

(5)理事長への報告が、深刻な COI 状態であることを判定するものである場合は、理事長は理事会・COI 委員会に諮問し対応を協議することができる。

第 2 項：指針違反者への措置等

理事長は、理事会の決議または COI 委員会の答申により、本指針の対象者に重大な指針違反があると判断した場合あるいは、COI 状態の自己申告に重大な疑義があると認めた場合には、その違反の程度に応じて一定期間、次の措置のすべてまたは一部を講ずることができる。

- ①学術総会、講演会での発表禁止
- ②「栄養学雑誌」等の刊行物への論文掲載禁止
- ③役員、評議員の就任の禁止
- ④学術総会会長、編集委員長・副編集委員長の就任の禁止
- ⑤委員会、作業部会への参加禁止
- ⑥会員の入会の禁止

- ⑦役員、評議員の解任を総会に上程
- ⑧学術総会会長・編集委員長・副編集委員長の解任を総会に上程
- ⑨会員の除名を総会に上程

第 8 条（不服申し立て）

第 1 項：COI 判定についての不服申し立て請求

本細則第 7 条による、COI 判定結果に不服があるときは、判定結果の返却後 7 日以内に、本人が理事長あての不服申し立て審査請求書を学会事務局に提出することにより、審査請求することができる。審査請求書には、文書で示した撤回の理由に対する具体的な反論・反対意見を簡潔に記載するものとする。その場合、開示した情報に加えて異議理由の根拠となる関連情報を文書で示すことができる。

第 2 項：不服申し立て審査手続き

- (1) 本細則第 7 条第 1 項(1)の対象者から、不服申し立ての審査請求を受けた場合、理事長は速やかに不服申し立て審査委員会（以下、暫定諮問委員会）を設置しなければならない。暫定諮問委員会は、理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員 1 名以上により構成され、委員長は委員の互選により選出する。COI 委員会委員は、暫定諮問委員会委員を兼ねることはできない。暫定諮問委員会は、審査請求書の受領後、可及的速やかに委員会を開催してその審査を行う。
- (2) 暫定諮問委員会は、必要に応じて、COI 委員会委員長ならびに不服申し立て者から、当該不服申し立てにかかる意見を聴取することができる。
- (3) 暫定諮問委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第 1 回の委員会開催日から 30 日以内に不服申し立てに対する答申書をまとめ、理事長に提出する。
- (4) 本細則第 7 条第 1 項(2)から(4)の対象者から、不服申し立ての審査請求を受けた場合、前(1)から(3)の暫定諮問委員会を COI 委員会に読み替えて対処する。さらに、本細則第 7 条第 1 項(3)の対象者から、不服申し立ての審査請求を受けた場合、前(2)の COI 委員会を学術総会会長に、本細則第 7 条第 1 項(4)の対象者から、不服申し立ての審査請求を受けた場合、前(2)の COI 委員会を栄養学雑誌編集委員会に読み替えて対処する。

第 9 条（細則の改定）

本細則の改定は、理事会の決議によるものとする。

附則 本細則は平成 28 年（2016 年）8 月 20 日の理事会の議を経て、平成 28 年（2016 年）8 月 21 日から施行する。

- 2 「栄養学雑誌」への論文発表における COI 事項の申告は、平成 29 年（2017 年）1 月 1 日以降の投稿論文に適用する。
- 3 「学術総会」への発表における COI 事項の申告は、平成 29 年（2017 年）実施の

第 64 回日本栄養改善学会学術総会から適用する。

[別紙]

スライド開示例

「無」の例

<p>日本栄養改善学会 COI 開示</p> <p>発表者名 ○○○○¹⁾、○○○○²⁾、○○○○¹⁾ 所属 ¹⁾○○○○、²⁾○○○○</p> <p>演題発表に関連し、開示すべき COI 関係にある 企業等はありません。</p>
--

「有」の例

<p>日本栄養改善学会 COI 開示</p> <p>発表者名 ○○○○¹⁾、○○○○²⁾、○○○○¹⁾ 所属 ¹⁾○○○○、²⁾○○○○</p> <p>演題発表に関連し、開示すべき COI 関係にある 企業等は次のとおりです。</p> <p>顧問：A 社、講演料：B 社、受託研究・共同研 究費：C 社、奨学寄附金：D 社</p>
--

ポスター開示例

ポスターの適当な場所（たとえば、結論や謝辞の後）に「演題発表に関連し、開示すべき COI 関係にある企業等はありません」もしくは、「演題発表に関連し、開示すべき COI 関係にある企業等は次のとおりです。顧問：A 社、講演料：B 社、受託研究・共同研究費：C 社、奨学寄附金：D 社」と COI 申告に該当する項目をすべて、項目と企業・団体名を記載する。

栄養改善学会学術総会等 登録時 COI 自己申告書

演題登録番号*1 : _____

筆頭発表者氏名*2 : _____ 該当者氏名 : _____

演題名 : _____

登録時から遡って過去1年間以内での発表内容に関する企業・組織または団体とのCOI状態を記載

項目	対象者	該当の状況	有の場合、企業名などを記載
1. 報酬額 役員、顧問職、社員など。1つの企業・団体から年間100万円以上	本人	有・無	
	親族	有・無	
2. 株式の利益 1つの企業から年間100万円以上、あるいは当該株式の5%以上保有	本人	有・無	
	親族	有・無	
3. 特許権使用料 1つの権利使用料が年間100万円以上	本人	有・無	
	親族	有・無	
4. 日当、講演料などの報酬 1つの企業・団体から年間50万円以上	本人	有・無	
5. 原稿料 1つの企業・団体から年間50万円以上	本人	有・無	
6. 研究費・助成金などの総額 1つの企業・団体から研究経費を共有する所属部局に支払われた年間総額が100万円以上	本人	有・無	
7. 奨学（奨励）寄付などの総額 1つの企業・団体から研究経費を共有する所属部局に支払われた年間総額が100万円以上	本人	有・無	
8. 無償・有利な価格での受領 資材・機材・場所・設備・人材等を無償もしくは有利な価格で提供を受けている	本人	有・無	
9. 企業などが提供する寄付講座 企業などからの寄付講座に所属している	本人	有・無	
10. 研究とは無関係な旅費、贈答品など 1つの企業・団体から年間5万円以上	本人	有・無	

(申告日) _____ 年 _____ 月 _____ 日

該当者氏名 (自署) : _____

本申告書は、学術総会最終日から5年間保管されます。

*1 研究自由集会や講演等は、申込み番号などの登録番号を記入してください。

*2 研究自由集会については代表者名、その他、講演等は演者名を記入してください。

栄養学雑誌 投稿時 COI 自己申告書

連絡責任者氏名： _____ 該当者氏名： _____

論文題名： _____

投稿時から遡って過去 3 年間以内での発表内容に関する企業・組織または団体との COI 状態を記載

項目	対象者	該当の状況	有の場合、企業名などを記載
1. 報酬額 役員、顧問職、社員など。1つの企業・団体から年間 100 万円以上	本人	有・無	
	親族	有・無	
2. 株式の利益 1つの企業から年間 100 万円以上、あるいは当該株式の 5%以上保有	本人	有・無	
	親族	有・無	
3. 特許権使用料 1つの権利使用料が年間 100 万円以上	本人	有・無	
	親族	有・無	
4. 日当、講演料などの報酬 1つの企業・団体から年間 50 万円以上	本人	有・無	
5. 原稿料 1つの企業・団体から年間 50 万円以上	本人	有・無	
6. 研究費・助成金などの総額 1つの企業・団体から研究経費を共有する所属部局に支払われた年間総額が 100 万円以上	本人	有・無	
7. 奨学（奨励）寄付などの総額 1つの企業・団体から研究経費を共有する所属部局に支払われた年間総額が 100 万円以上	本人	有・無	
8. 無償・有利な価格での受領 資材・機材・場所・設備・人材等を無償もしくは有利な価格で提供を受けている	本人	有・無	
9. 企業などが提供する寄付講座 企業などからの寄付講座に所属している	本人	有・無	
10. 研究とは無関係な旅費、贈答品など 1つの企業・団体から年間 5 万円以上	本人	有・無	

(申告日) _____ 年 _____ 月 _____ 日

該当者氏名（自署）： _____

本申告書は論文掲載後 5 年間保管されます。

役員などの COI 自己申告書

特定非営利活動法人 日本栄養改善学会理事長 殿

申告者氏名（会員番号）： _____（ _____ ）

所属（機関・部署）・職名： _____

本学会での役職名：理事長 理事 監事 地方支部会支部長

学術総会：（ _____ 回）学術総会会長 （ _____ 回）学術総会副会長
（ _____ 回）学術総会事務局長

委員会名：栄養学雑誌編集委員会 名誉会員・終身会員推薦委員会

学会賞等選考委員会 管理栄養士の教育のあり方委員会

国際活動推進委員会 COI 委員会

その他（ _____ ）

事務局職員：

※提出時の前年 1 年間の企業・団体との COI 状態を記載

※企業・団体：栄養学研究に関連する企業・法人組織、営利を目的とした団体

A. 自己申告者自身の申告事項

1.（報酬額）企業・団体の役員、顧問職、社員などへの就任（有・無）

（1つの企業・団体から年間 100 万円以上）

	企業・団体名	役職（役員・顧問など）	金額区分
1			
2			
3			

金額区分：①100 万円以上 500 万円未満 ②500 万円以上

2.（株式の利益）企業の株の保有と、その株式から得られる利益（有・無）

（1つの企業から年間 100 万円以上、あるいは当該株式の 5% 以上保有）

	企業名	持ち株数	申告時の株値 （一株あたり）	金額区分
1				
2				

金額区分：①100 万円以上 500 万円未満 ②500 万円以上

3. (特許権使用料) 企業・団体からの権利使用料 (□有・□無)

(1つの権利使用料が年間100万円以上)

	企業・団体名	特許名	金額区分
1			
2			

金額区分：①100万円以上 500万円未満 ②500万円以上

4. (日当、講演料などの報酬) 企業・団体から支払われた会議出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演料などの報酬 (□有・□無)

(1つの企業・団体から年間50万円以上)

	企業・団体名	金額区分
1		
2		
3		
4		
5		

金額区分：①50万円以上 200万円未満 ②200万円以上

5. (原稿料) 企業・団体から、支払われた原稿料 (□有・□無)

(1つの企業・団体から年間50万円以上)

	企業・団体名	金額区分
1		
2		

金額区分：①50万円以上 200万円未満 ②200万円以上

6. (研究費・助成金などの総額) 企業・団体が提供する栄養学研究費(受託研究費、共同研究費、寄付金など) (□有・□無)

(1つの企業・団体から研究経費を共有する所属部局に支払われた年間総額が100万円以上)

	企業・団体名	研究費区分	金額区分
1			
2			
3			

研究費区分：①受託研究費 ②共同研究費 ③寄付金

金額区分：①100万以上 500万円未満 ②500万円以上

7. (奨学(奨励)寄付などの総額) 企業・団体が提供する奨学(奨励)寄付金 (□有・□無)

(1つの企業・団体から研究経費を共有する所属部局に支払われた年間総額が100万円以上)

	企業・団体名	金額区分
1		
2		
3		

金額区分：①100万円以上500万円未満 ②500万円以上

8. (無償・有利な価格での受領) 研究において使用される資材・機材・場所・設備・人材等を無償もしくは有利な価格での受領 (□有・□無)

(資材・機材・場所・設備・人材等を無償もしくは有利な価格で提供を受けている)

	企業・団体名	資材・機材等の名称
1		
2		

9. (企業などが提供する寄付講座) 企業・団体がスポンサーとなる寄付講座への所属 (□有・□無)

(企業などからの寄付講座に所属している)

	企業・団体名	寄付講座の名称	設置期間
1			
2			

10. (旅費、贈答品などの受領) 企業・団体が提供する研究とは直接無関係な旅行(旅費・宿泊費など)や、その他贈答品などの受領 (□有・□無)

(1つの企業・団体から年間5万円以上)

	企業・団体名	報酬内容	金額区分
1			
2			
3			

金額区分：①5万円以上20万円未満 ②20万円以上

B. 申告者の配偶者、一親等内の親族、または生計を共にする者の申告事項

該当する方の口にしをお付けください。

すべて申告事項無し（こちらに✓を付けた場合は、下記項目の記入は必要ありません）

申告事項有り（下記の該当項目にご記入ください。無い項目には「無」に✓を付けてください）

1.（報酬額）企業・団体の役員、顧問職、社員などへの就任（有・無）
（1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上）

	該当者氏名		申告者との関係	
	企業・団体名		役職（役員・顧問など）	金額区分
1				
2				
3				

金額区分：①100万円以上 500万円未満 ②500万円以上

2.（株式の利益）企業の株の保有と、その株式から得られる利益（最近1年間の本株式による利益）（有・無）

（1つの企業から100万円以上、あるいは当該株式の5%以上保有）

	該当者氏名		申告者との関係	
	企業名	持ち株数	申告時の株値（一株あたり）	金額区分
1				
2				

金額区分：①100万円以上 500万円未満 ②500万円以上

3. (特許権使用料) 企業や団体からの権利使用料 (□有・□無)

(1つの権利使用料が年間100万円以上)

	該当者氏名		申告者との関係	
	企業・団体名	特許名	金額区分	
1				
2				

金額区分：①100万円以上 500万円未満 ②500万円以上

誓約：私のCOIに関する状況は上記の通りであることに相違ありません。私の日本栄養改善学会での職務遂行上で妨げとなる、これ以外のCOI状態は一切ありません。なお、本申告書の内容は、社会的・法的な要請があった場合は、公開することを承認します。

申告日(西暦) _____ 年 _____ 月 _____ 日

申告者署名 _____ 印

受付番号： _____

本申告書は、任期満了、あるいは委員の委嘱撤回の日から2年間保管されます。

(別紙)

自己申告書の欄が足りない場合に記入出来なかったものについてご記入ください。

申告者氏名： _____

< 申告事項 >

1. 報酬額：役員、顧問職、社員など。1つの企業・団体から年間 100 万円以上
2. 株式の利益：1つの企業から年間 100 万円以上、あるいは当該株式の 5%以上保有
3. 特許権使用料：1つの権利使用料が年間 100 万円以上
4. 日当、講演料などの報酬：1つの企業・団体から年間 50 万円以上
5. 原稿料：1つの企業・団体から年間 50 万円以上
6. 研究費・助成金などの総額：1つの企業・団体から研究経費を共有する所属部局に支払われた年間総額が 100 万円以上
7. 奨学（奨励）寄付などの総額：1つの企業・団体から研究経費を共有する所属部局に支払われた年間総額が 100 万円以上
8. 無償・有利な価格での受領：資材・機材・場所・設備・人材等は無償もしくは有利な価格で提供を受けている
9. 企業などが提供する寄付講座：企業などからの寄付講座に所属している
10. 研究とは無関係な旅費、贈答品など：1つの企業・団体から年間 5 万円以上

申告者 (A・B)	申告 番号	企業・団体名	適用（役職・特許名・研究費種類など）2 の場合は持ち株数および株価を記載	金額区分（各項目を参照して下さい）

※申告者 A：自己申告者自身、申告者 B：申告者の配偶者、一親等内の親族、または生計を共にする者

※記載項目数が足りない場合はコピーしてください。